

主 文

1 被告B、C、D、E及びFは、X1に対し、連帯して、33万円及びこれに対する平成30年6月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告B、C、D、E及びFは、X2に対し、連帯して、33万円及びこれに対する平成30年6月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被告B、C、D、E及びFは、X3に対し、連帯して、33万円及びこれに対する平成30年6月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 原告らの被告B、C、D、E及びFに対するその余の請求及び被告Aに対する請求をいずれも棄却する。

5 訴訟費用は、原告らに生じた費用と被告ら（ただし、被告Aを除く。）に生じた費用の各10分の1を被告ら（ただし、被告Aを除く。）の負担とし、原告らと被告ら（ただし、被告Aを除く。）に生じたその余の費用と被告Aに生じた費用を原告らの負担とする。

6 この判決は、第1項ないし第3項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

(以下、当事者の氏名以外の固有名詞につき、別紙2記載の略称を用いる。)

第1 請求

1 被告らは、原告らに対し、別紙3記載の謝罪文を交付して、謝罪せよ。

2 被告らは、各原告に対し、連帯して、各330万円及びこれに対する平成30年6月22日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員をそれぞれ支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、亡Xの相続人である原告らが、亡Xが在学していた高等学校の同級生で同じ野球部に所属していた被告らに対し、同人らが亡Xに対し、ズボンを脱がせたり、携帯電話を隠したりするなどの一連のいじめ行為に及んだことが不法行為に該当するなど主張して、別紙3記載の謝罪文を交付して謝罪することを求めるとともに、民法709条に基づく損害賠償請求として、亡Xが被った精神的苦痛に対する慰謝料900万円につき原告らがそれぞれ相続した各300万円及び弁護士費用各30万円並びにこれらに対する最終の不法行為日以降の日（亡Xの死亡日）である平成30年6月22日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

2 前提事実（争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

(1) 亡Xは、平成29年4月に本件高校に入学し、1年生の時から野球部に所属していたが、平成30年6月22日に自死した。

亡Xの法定相続人は原告ら3名で、亡Xの実父であるX1、実母であるX2及び養父であるX3である。

(2) 被告らは、いずれも亡Xと同じ年に本件高校に入学し、野球部に所属していた。

3 争点

- (1) 不法行為の成否（争点1）
- (2) 損害の有無及び額（争点2）
- (3) 過失相殺の可否（争点3）
- (4) 謝罪請求権の有無（争点4）

第3 争点に関する当事者の主張

1 不法行為の成否（争点1）について

(1) 原告らの主張

ア 亡Xと被告らの関係性等について

亡Xは、被告らからいじりやいじめを受けていたが、そのことに怒ることなく、笑って受け流すことが多かった。そのような中で、被告らは、被告らが亡Xをいじめる側、亡Xが被告らにいじめられる側という人間関係を構築していった。

そのような人間関係の下、被告らは、亡Xに対し、次のイないしオの一連のいじめ行為に及んだ。

イ 服を脱がせる行為について

被告B、E及びFは、集団で、平成30年5月下旬頃、本件高校のピロティにおいて、亡Xに対し、その背後から飛びついたり、首に腕を回して仰向けにしたりするなどして転倒させ、更に体や足首を押さえつけて動けない状態にした上、ズボンや靴下を脱がせる暴行を加えた。

集団で亡Xの服や靴下を脱がせる行為は、上記の前後にわたって複数回行われており、遅くとも平成29年7月頃から平成30年6月頃までの間、被告らにより複数回行われた。

被告らは、亡Xの服や靴下を脱がせる行為を自ら行い、又は亡Xにこのような行為が行われている現場に居合わせて同調し、又は、これを止めずあるいはこのような行為が繰り返されることを防止するために教師へ通告するなどの行為をしなかった。

ウ 携帯電話を隠す行為について

被告B、E及びFは、平成30年1月頃から、野球部の練習中、部室内で亡Xの携帯電話を隠すことを繰り返した。

当初は遊びの延長のようなものであったが、次第にエスカレートし、亡Xが帰宅しなければならない時間になっても返還されない態様になっていた。

被告B、E及びF以外の被告らも、亡Xと部室を共有し、このような行為が繰り返されていることを知りながら、これに同調し、又はこれを止めずあるいはこのような行為が繰り返されることを防止するために教師へ通告するなどの行為をしなかった。

5 エ からかい行為について

被告らは、亡Xを「サル」と呼んだり、仕草や口調を真似してからかうなどしていた。

また、亡Xは、野球で使用するフットガードに「モンキーパーク」と落書きをされた。部室には、亡Xに関する落書きとして、冒頭に亡Xの氏を付した「モンキーパーク」「猿」などの落書きがあった。

被告Aは、亡Xに対し、「森に帰れ。入ってくるな」との投稿をし、被告Bは、亡Xに対し、「しんどけ」「あほ」などのメッセージを送信した。

被告らは、このような行為を自ら行うか、日常的に行われていることを知りながら、これに同調し、又はこれを止めず、あるいはこのような行為が繰り返されることを防止するために教師へ通告するなどの行為をしなかった。

オ LINEグループから退会させる行為などについて

高校野球連盟が主催する野球大会の対戦相手を決める抽選会が平成30年6月22日に行われた。その前日、野球部の監督から、部員に対し、学校内で携帯電話を使用することは禁止されているから、インターネットを使用して対戦相手を調べるなどしないようにとの指導があり、野球部2年生の間でも部室でキャプテンが帰るまで対戦相手を調べないようにしようとの話合いがされた。

しかし、亡Xは、上記指導や話合いの内容を知らず、同月22日の練習前に携帯電話を使用して抽選結果を知り、その内容を下級生等に告げてしまった。

そのことで、被告A、C及びFは亡Xに立腹し、暴言を吐いたり、殊更
同人を無視したりするなどした。

5 被告Aは、同日16時15分頃、野球部2年生が参加するLINEグル
ープから亡Xを退会させた上、同LINEグループに「さよなら、まじキ
モい、散々言ったやん言うなって」とのメッセージを送信し、同グループ
に所属する者らに向けて亡Xが対戦相手を漏らした行為が非難に値するも
のであると表明し、これを理由に亡XをLINEグループから外したこと
を報告した。

10 被告Dは、亡Xに対する怒りから練習用のスパイクのひもや通学用の靴
のひもを絡ませる嫌がらせをするなどした。

被告らは、亡Xに非がないことを確認することもなく一方的に立腹して
亡Xを責め、あるいはその場にながら同調し、このような行為を止める
ことをしなかった。

カ まとめ

15 服を脱がせる行為は暴行、携帯電話を隠す行為は窃盗に該当する犯罪行
為であって、他の行為もいじめに該当する。

20 被告らは、亡Xとの間で、いじめる側といじめられる側という人間関係
を構築し、その中で亡Xに日常的に精神的な苦痛を与え続け、苦痛を蓄積
させていき、被告AによるLINEグループから外す行為やそれに連携し
た他の被告らによる非難等のいじめによって、亡Xに自死を選択せざる得
ないような精神的な苦痛を与えた。(ただし、亡Xが自死したことによる
損害の賠償を求めるものではない。)

25 このような人間関係や経過を踏まえれば、被告らによる上記行為は、一
連のいじめといえ、一連の不法行為と評価されるものであるから、被告ら
には共同不法行為が成立する。

(2) 被告D以外の被告らの主張

ア 亡Xと被告らの関係性等について

亡Xと被告らは、学校生活の大部分を共に過ごしたり、私生活でもお互いの家に泊まったり、休日と一緒に過ごすなど、極めて親密で良好な友人関係を築いており、原告らの主張する行為は、そのような関係性の下で日常的に行われていた遊び、じゃれ合いの一環であった。

そのため、原告らの主張する行為は、一連のいじめと評価されるようなものではない。また、各行為が不法行為に該当しないことは、次のイないしオのとおりである。

イ 服を脱がせる行為について

被告B、E及びFが、平成30年5月下旬頃亡Xに本件高校のピロティにおいて、亡Xに対し、体や足首を押さえつけてズボンや靴下を脱がせたことは認め、その余は否認する。

被告B、C、E及びFが、ピロティ以外の場所で、別の機会に単独又は複数人で亡Xのズボンや靴下を脱がせることはあったが、ピロティで亡Xのズボンや靴下を脱がしたことは1度のみである。

また、亡Xの靴下は全部脱がせたが、ズボンは膝くらいまでしか脱がしてなく、そもそも、ピロティは1年生が着替える場所として利用されており、下着姿になることが想定されている場所であって、亡Xがズボンの下にスライディングパンツをはいており、直接下着や陰部が露出する状況でなかったことからすれば、殊更に羞恥心を感じるような行為ではなかった。

被告B及びEは、亡Xを含む2年生から服を脱がされたことがあり、服を脱がせる行為は双方向で行われていたものである。

被告Aは、亡Xのズボンや靴下を脱がせる行為に関与していないし、それが行われているのを見たこともない。

野球部の監督は亡Xや被告B、E及びFが互いにズボンや靴下を脱がし合っているのを見ており、既に認識していたため、被告B、C、E及びF

は教師に通告しなかった。

ウ 携帯電話を隠す行為について

被告B、E及びFが、野球部の練習中に部室で、亡Xの携帯電話を隠すことが10回程度あったことは認めるが、平成30年頃からであったことは知らない。

被告B、E及びFは、亡Xが返してと申し出たときには直ちに携帯電話を返還し、遅くとも帰宅時間前には返還していた。

また、被告B、E及びFも亡Xに携帯電話を隠されることがあり、上記行為は双方向のものであった。

被告B、E及びF以外の被告らも部室を共有していたことや教師に通告をしなかったことは認め、その余は否認する。

エ からかい行為について

被告A、B、C、E及びFが、亡Xを「サル」と呼んだことがあること、亡Xのフットガードに「モンキーパーク」と記載されていたこと、部室内に落書きがあったこと、被告Aが亡Xに関して「森に帰れ。入ってくるな」との投稿をし、被告Bが亡Xに「しんどけ」「あほ」とのメッセージを送信したこと、被告A、B、C、E及びFが教師に通告しなかったことは認め、その余は知らないし否認する。

被告Aは「デブ」「豚」「猪八戒」、被告Bは「ソーナンス」「ミミズ」、被告Cは「イニエスタ」、被告Eは「ダックスフンド」「ちび」「小学生」、被告Fは「ホモ」「オネエ」などと呼ばれており、亡Xと被告らは、各人の特徴を捉えたあだ名のようなものでお互いを呼び合っていた。

フットガードの落書きは、被告Bが亡Xの了承を受けて書いたものである。落書きは、亡Xに関するものだけでなく、被告らのあだ名に関するものもあった。

亡Xと被告Aは、普段からお互いを猿や豚などと言い合っており、前記

投稿はその一環である。また、亡Xと被告Bは、日常会話の中で何の脈絡なく、お互いに「しんどけ」などとメッセージを送信しあうことがあった。

オ LINEグループから退会させる行為などについて

亡Xが携帯電話を使用して抽選結果を知り、その内容を下級生等に告げ
5 たため、被告Aが原告らの主張するメッセージを送信したことは認める。
しかし、被告Aは被告Cが亡Xに注意したことで、亡Xが対戦相手を調べ
てはいけないことを知っていたにもかかわらず、対戦相手を調べたものと
認識していた。また、原告らの主張するメッセージは亡Xがグループを退
会した後に送信したメッセージであるため、亡Xは同メッセージを読んで
10 いない。被告らが亡Xに暴言を吐いたり、無視したりしたことはない。

LINEグループからメンバーを退会させることは日常的に行われてお
り、亡Xに限らず、被告ら全員が退会させられたことがある。また、被告
Aは退会后、わずか約5時間で亡XをLINEグループに招待しており、
被告Aが行った行為はささいなものにすぎない。

15 (3) 被告Dの主張

ア 亡Xと被告らの関係性等について

原告らの主張する一連の行為は、その一つ一つはふざけ合いやからかい
などと評価される行為であり、亡Xが被告らに対して行うこともあったも
ので、次のイないしオのとおり、いずれも不法行為が成立するような実質
20 的な違法性を有する行為ではない。

イ 服を脱がせる行為について

被告Dが他の者が亡Xの服を脱がせる際に亡Xをくすぐったことは一度
だけあるが、被告D自身が、亡Xの服を脱がせたことはない。むしろ、亡
Xが被告らの服を脱がせることがあった。

亡Xはズボンを膝の辺りまで下げられたが、スライディングパンツをは
いた状態であって、学校内をスライディングパンツで歩くことは日常的に

あったことからすれば、不法行為として評価されるようなものではない。

ウ 携帯電話を隠す行為について

被告Dが、亡Xの携帯電話を隠したことはない。むしろ、亡Xの携帯電話に架電して着信音により場所を特定しようとするなど、その捜索に協力
5 していたし、亡Xが被告らの携帯電話を隠すことがあった。

エ からかい行為について

日常的に「サル」と呼んだり、仕草や口調を真似してからかったりすることはあったが、その余は知らない。亡Xは被告Dを「じゃがいも」「ポ
10 テト」と呼んでからかうことがあり、お互いじゃれて言い合う状況であった。このような相互のからかいは、被告D以外の被告らと亡Xの間でも同様であった。

かかる行為も差別的なものではなく、不法行為として評価されるものではない。

オ LINEグループから退会させる行為などについて

LINEグループから退会させる行為に被告Dは関与していない。

また、被告Dが亡Xを責めたてるなどしたとの主張は否認する。

亡Xのアップシューズのマジックテープを本来の位置とは違う個所に貼り換えたことはあるが、練習用のスパイクのひもや通学用の靴のひもを絡
20 ませてはおらず、容易に本来の位置に戻せる状態であった。かかる行為については当日練習中に、亡Xから被告Dに「お前靴やったろう」と指摘され、被告Dは「ごめん」と謝罪し、亡Xは「ジュース1本ね」と告げ、それ以上、何も言っていなかった。

かかる行為は、じゃれ合いやいたずらと評価されるもので、不法行為として評価されるものではない。

2 損害の有無及び額（争点2）について

(1) 原告らの主張

亡Xが上記不法行為により被った精神的苦痛に対する慰謝料は、900万円を下らない。

原告らは、上記請求権を亡Xの死亡により3分の1ずつ相続している。

また、弁護士費用は、各30万円が相当である。

5 (2) 被告らの主張

争う。

3 過失相殺の可否（争点3）について

(1) 被告Dを除く被告らの主張

10 仮に不法行為が認められるとしても、原告らは、実親ないし養親として亡Xを精神的に支えることが期待されていたにもかかわらず、家庭環境を適切に整えることができず、亡Xを精神的に支えられなかった。

このことは過失相殺の適用又はその類推適用の基礎事情となるものであるから、大幅な過失相殺がされるのが相当である。

(2) 原告らの主張

15 原告らは、亡Xが自死したことによる損害の賠償を求めるのではなく、被告らの行為によって生じた亡Xの精神的苦痛に対する慰謝料の支払を求めるにすぎないことからすれば、亡Xの家庭環境は過失相殺の事情にはなり得ない。

4 謝罪請求権の有無（争点4）について

20 (1) 原告らの主張

亡Xは、自己の名誉と尊厳を回復するため、被告らに対し、別紙3記載の謝罪文を交付し、謝罪することを求める権利を有していた。

原告らは、上記請求権を亡Xの死亡により相続している。

(2) 被告らの主張

25 否認ないし争う。

第4 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実、証拠（後掲各証拠。ただし、いずれも後記認定に反する部分を除く。）及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

5 (1) 亡X及び被告らは、いずれも平成29年3月に中学校を卒業し、同年4月に本件高校に入学し、高校1年生の時から野球部に所属していた。

亡Xは、被告A、B、C、E及びFと休日に遊びに行ったり、被告B、C及びEとは互いの家に泊まったりしていた。（甲30、乙イ7～11、被告A、B）

亡Xは、2年生時、被告A、B、D及びEと同じクラスであった。（甲3）

10 亡Xは、担任の教諭から見て、クラスの中でも目立つ中心的な人物で、野球部を含めて他の生徒と仲が良く、他の生徒との間で上下関係はなかった。

（乙イ22）

また、野球部のコーチから見ても、亡Xを含めて2年生は全体的に仲が良く、亡Xは練習中、被告A、B及びEらとふざけ合いながら練習をしていた。

15 また、亡Xと被告らは、お互いをあだ名で呼ぶことがあり、亡Xは「サル」、被告Aは「ブタ」、被告Bは「ミミズ」、被告Cは「イニエスタ」、被告Dは「じゃがいも」、被告Eは「チビ」「ダックスフンド」などと呼ばれることがあった。（甲3、乙イ6、9、10、乙ロ1、被告A、被告B）

20 野球部の部室には、亡Xを「モンキーパーク」「猿」、被告Aを「デブ」、被告Eを「ダックスフンド」と書いた落書きがあった。また、被告Bが亡Xのフットガードに「モンキーパーク」と落書きをしたこともあった。（甲35、乙イ2の4）

25 (2) 被告B、C、D、E及びFは、平成29年9月頃から平成30年6月頃までの間、複数回にわたり、校内で、亡Xの身体を押さえつけたり、くすぐったりするなどして、同人が抵抗できない状態にし、別の者がそれに連動して、亡Xのズボンを脱がせるなどした。

他方で、これらの行為は、雨天時などに行われる室内練習を真面目に行っていないなかった2年生グループによるもので、ズボンを脱がされる対象になるのは、亡Xが多かったが、亡Xも参加して他の2年生を標的に同様の行為に及ぶこともあった。(甲8、14～17、20、21、26～32、34)

5 (3) 被告Bは、亡Xに対し、平成30年1月12日に「そしてしんどけ」、同年2月4日に「わけわから【原文のまま】ツイートしてあほやろ」とのメッセージを送信した。(甲37)

被告Aは、平成30年4月16日、SNSに、亡Xに関して、冒頭に亡Xの氏を付して「森に帰れ。入ってくんな。」との投稿をした。(甲36)

10 (4) 被告B、E及びFは、1年生の3学期頃又は2年生になった頃から、亡Xの携帯電話を隠すことがあり、亡Xがそれに対して「早く帰りたいけん返して」と怒ることがあった。一方で、亡Xが、これにやり返して、被告B、E及びFの携帯電話を隠すこともあった。(甲3、17、乙イ9、被告A)

15 (5) 被告B、E及びFは、平成30年5月下旬頃、本件高校のピロティで、亡Xに対し、背後から飛びついたり、首に腕を回して仰向けにしたりするなどして押し倒し、体や足首を押さえつけ、ベルトのバックルを外した上で、靴下を踵まで脱がせるなどした(以下「本件非行行為」という。)。この際、被告B、E及びFは、亡Xのズボンを脱がせる行為にも及んだ。(甲4、9～12)

20 (6) 亡Xは、平成30年6月15日に行われた学級担任との個人面談で、2年生になり友人も増えて楽しい、野球部ともよく話している、人間関係に悩みはないなどと答えた。(甲3(42頁)、乙イ22)

25 (7) 野球部の監督から、平成30年6月21日、部員に対し、翌日に高校野球連盟が主催する野球大会の対戦相手を決める抽選会があるが、学校内で携帯電話を使用することは禁止されているから、インターネットを使用して対戦相手を調べるなどしないようにとの指導があり、野球部2年生の間でも、部

室で、キャプテンが抽選会から帰るまで対戦相手を調べないようにしようとの話合いがされた。

この時、亡Xは、整体師によるマッサージを別の場所で受けるなどしていたため、上記指導や話合いの内容を知らなかった。(甲3)

5 翌日、上記抽選会が行われたが、亡Xは、練習前に携帯電話機を使用して抽選結果を調べ、その内容を下級生等に告げた。そして、亡Xからその内容を聞いた者が別の者に告げるなどして、対戦相手が相当程度広く野球部内に伝わった。(甲3、39)

10 被告Aは、亡Xが被告Cから事前に対戦相手を調べてはいけないことを聞いていたにもかかわらず、あえて対戦相手を調べたと思っていたため、亡Xの上記行為に怒って、同日午後4時15分頃、野球部2年生のLINEグループから亡Xを退会させた。(甲3、被告A)

被告Aは、その後、上記LINEグループに「さよなら、まじキモい、散々言ったやん言うなって」とのメッセージを送信した。

15 被告Dも、亡Xに怒り、同日の野球部の練習に際して、亡Xの靴にいたずらをするなどした。(甲3)

20 亡Xは、同日午後8時38分頃、被告Aに対し、上記LINEグループから自らを退会させた理由を尋ねるメッセージをLINEで送信した。これに対し、被告Aは、返信をしなかった。亡Xは、被告Aに対し、2度LINEで通話を試みたが、応答はなかった。亡Xは、被告Aに対し、再度上記LINEグループから自らを退会させた理由を尋ねるメッセージをLINEで送信したところ、これに対し、被告Aは、亡Xが対戦相手を調べたことを非難するメッセージを送り、亡Xは、事前に調べてはいけないことを知らなかった旨を説明するメッセージを送るなどのやり取りをしたが、最終的に、被告
25 Aは、亡Xを許すとともに、他の者に謝るように告げ、同日午後9時6分頃、亡Xを再度上記LINEグループに招待した。(甲39、被告A)

亡Xは、この招待に応じず、被告Aとのやり取りを同日午後9時8分頃まで続けた後、間もなく自死した。なお、死亡診断書によれば、死亡推定時刻は同日午後9時頃である。(甲1)

5 (8) 亡Xは、同日午後8時44分から同日午後8時55分頃までの間に、自分だけのLINEグループに「みんな今までありがとう good-bye あのね野球部の〇〇【被告Aの名前】と〇〇【被告Bの名前】と〇〇【被告Cの名前】と〇〇【被告Dの名前】に毎日色々言われてもう限界やった。物を隠されグループを退会さら【原文のまま】毎日楽しくなかった。迷惑かけてごめんね。俺がこの世界にいただけで邪魔だったね 生きていただけで苦痛だったよ」とのメッセージ(以下「本件メモ」という。)を送信した。(甲3、40)

10 (9) 被告B、E及びFは、本件非行行為につき、暴力行為等処罰に関する法律違反保護事件として、それぞれ家庭裁判所の少年審判に付されたが、保護的措置により要保護性が解消したとして不処分決定を受けた。(甲4～7)

2 争点1(不法行為の成否)について

15 (1) 判断基準について

いじめ防止対策推進法2条1項は、「いじめ」を「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義し、いじめに該当する要件としては、ある言動によって対象児童等が心身の苦痛を感じたか否かだけを求めており、他の児童等が当該行為に至る経緯その他の事情、対象児童等の側の要因や精神的苦痛の程度等は一切捨象されている。

しかし、高等学校における生活は、生徒同士の交流や衝突等の中で、生徒それぞれが、その個性を成長させるとともに社会性を身に付けていく場でもあることからすれば、生徒間の交流や衝突の際に、生徒が心身の苦痛を感じ

5

10

15

20

25

ることがあったとしても、その全てを直ちに民法上の不法行為と評価するのは適切ではない。

そのため、いじめ防止対策推進法上で「いじめ」とされる行為全てが、直ちに民法上の不法行為として評価されるのではなく、当事者の関係性、具体的な行為の内容及び性質、被害の内容及び程度、当該行為に至る動機、経緯などを総合的に勘案した上で、行為の悪質性が相当程度高く、社会通念上許容される範囲を超えるものである場合に、民法上の不法行為に該当すると判断するのが相当である。

(2) 被告らの行為が一連の不法行為に該当するかについて

原告らは、被告らが、亡Xとの間で、被告らがいじめる側、亡Xがいじめられる側という関係を構築した上で、亡Xに対して一連のいじめ行為を行ったものであり、被告らの上記行為は一連の不法行為と評価すべきである旨主張する。

しかし、前記認定事実によれば、亡Xと被告らは、同じ高等学校の野球部に所属しており、学内で良好な関係を保っていたほか、学外の私生活でも、友人として休日を過ごしたり、互いの家に泊まったりするなど、良好な関係を保っていたものと認められる（前記認定事実(1)）。また、担任教諭や野球部のコーチの陳述書に、亡Xと被告らは仲が良い旨の陳述記載があり（乙イ6、22）、被告ら以外の複数の生徒も、本件非行行為に関する警察官の取調べにおいて、亡Xと被告らは仲が良く、じゃれ合っているように見えたなどと供述していること（甲16～18、21～23、25）からしても、亡Xと被告らの関係性は、いじめる側といじめられる側が確立したものであったとはいえない。

もっとも、亡Xが、被告らとの間の良好な友人関係の下で、いわゆるいじられキャラとして、携帯電話を隠すなどのいたずら等の標的になる頻度は他の者に比べて多かったと認められ（前記認定事実(2)、(4)、(5)、甲23）、被

5 告らが亡Xに対して行ったいたずらや悪ふざけの中には、ズボンを脱がせる行為（前記認定事実(2)、(5)）のように、いたずら等では済ませられない、下記(3)のとおり不法行為と評価されるような悪質な行為が存在していたものといえる。そして、亡Xが自死する直前に本件メモを残していること（前記認定事実(8)）からすれば、亡Xは、被告Bらによって携帯電話を隠すなどのいたずらを受けていた中で、自死当日に試合の対戦相手を他の部員に伝えたことで被告Aから強く非難され、野球部2年生のLINEグループから退会させられるなどしたこと（前記認定事実(7)）を最終的な引き金として、自死を決断したものと推測される。

10 15 20 しかし、その一方で、亡Xが、上記のとおり、被告らを含む野球部員らと良好な友人関係を築いており、直前の個人面談でも、野球部員との関係についての苦悩等を述べていないこと（前記認定事実(6)）や、ズボンを脱がせる行為（前記認定事実(2)、(5)）以外の行為は、その内容等からして直ちに不法行為として評価されるような悪質な行為ではないこと（後記(4)(5)(6)）からすれば、亡Xは、被告らの行為を相当長期間にわたり深刻に悩み続けて自死に至ったというよりも、自死当日の出来事をきっかけに、過去の被告らによる行為についても全て否定的に捉えられるようになって、衝動的に自死を選択したものと推測される。そうすると、亡Xが最終的に自死を決断していることをもって、被告らのそれまでの行為が全て悪質な一連のいじめであると評価するのは相当ではない。

上記事実経過等に基づけば、本件においては、被告らが亡Xに対して行った行為を一連一体のものとして評価するのは相当ではなく、当該行為毎にその行為の内容、性質等に応じて不法行為の該当性を判断するのが相当といえる。

25 以下、各行為の不法行為該当性につき検討する。

(3) ズボンを脱がせる行為について

前記認定事実によれば、被告BないしFが平成29年9月頃から平成30年6月頃までの間、校内で、亡Xのズボンを脱がせることが複数回あったことが認められる（前記認定事実(2)、(5)）。

この点、被告B、C、E及びFは、同人らが亡Xのズボンを脱がせたのは膝くらいまでで、亡Xはズボンの下にスライディングパンツをはいており、直接下着や陰部が露出する状況でなかったため不法行為に該当しない旨、被告Dは亡Xをくすぐっただけである旨主張する。

しかし、仮に被害現場が着替えに利用される場所であったとしても、自ら望んで着替えをすることと他人に無理やりズボンを脱がされることには顕著な違いがあるのは当然である。特に、本件では、複数人が、亡Xの身体を押さえつけたり、くすぐったりするなどして抵抗ができない状態にした上で、別の者がズボンを脱がせたものであって、その態様からして悪質な行為といえるし、仮にスライディングパンツをはいていたとしても、このような悪質な態様で人前において意思に反してズボンを脱がせることは、屈辱的で大きな羞恥心を抱かせる行為といえる。

実際に、このような行為に及んだ被告B、E及びFは、家庭裁判所で暴力行為等処罰に関する法律違反保護事件により少年審判に付されており（前記認定事実(9)）、上記行為が犯罪行為と評価されるべきことは明らかで、かかる行為が不法行為に該当することも明らかである。

そのため、ズボンを脱がせる行為が、一部の者との間で双方向で行われていたなどの事情を考慮しても、当該行為の悪質性は相当程度高く、社会通念上許容される範囲を超えるものであり、不法行為が成立する。

次に、被告Dは、被告Dがくすぐって亡Xが倒れたところを、他の部員がズボンを脱がせたと述べており（甲15）、これは自ら不利益な内容を認めるもので十分に信用できる。もっとも、同人の供述調書（甲15）には、亡Xが真面目に室内練習をしなかったため、それを止めるために上記行為に及ん

だ旨の記載もあるが、そのような目的で上記行為を行い、結果的に亡Xのズボンを脱がせる結果となったというのは、その内容自体が不合理であるし、他の生徒の目撃状況（甲17）や一緒にズボンを脱がせる行為を行った被告B及びE（甲26～28、32）との供述とも矛盾しており、信用できない。

5 同人らの供述も踏まえれば、被告Dが、亡Xをくすぐり、亡Xの抵抗を困難にさせている間に、他の部員がそれに連動してズボンを脱がせたものと認められるから、被告Dが他の部員と共同して亡Xのズボンを脱がせたと評価され、被告Dの行為は共同不法行為に該当する。そのため、被告D自身が、ズボンを脱がせる行為を行わなかったとしても、同人もこの点に関する責任を負う。

10 そして、このような被告B、C、D、E及びFによって、複数回にわたって亡Xのズボンを脱がせる行為が行われたことについては、共通の目的、態様によって繰り返し行われていた行為といえるから、一連の不法行為として評価するのが相当である。

15 したがって、被告B、C、D、E及びFは、いずれも亡Xのズボンを脱がせる行為をしたことにつき、不法行為に基づく損害賠償義務を負う。

他方、被告Aは、亡Xのズボンを脱がせる行為に参加したことはなく、同行為が行われていたことも亡Xが自死するまで知らなかったと述べており

20 （甲13）、本件全証拠によっても、被告Aが、亡Xのズボンを脱がせる行為に関与したと認めるに足りる的確な証拠はない。

この点、1名の生徒だけは、ズボン脱がしに関わっていたのは、被告AないしFだったと思うと述べている（甲24）が、同人も「だったと思う」と明確に記憶しているわけではなく、他の生徒は、いずれも被告Aが関与したと述べておらず（甲16～23、25）、被告Aも関与を否定していることからすれば、上記供述は上記判断を覆すに足りるものではない。

25 また、被告Aは、他の被告が亡Xのズボンを脱がせたことを知らなかった

と述べており、被告Aがこのことを知っていたと認めるに足りる的確な証拠がないことからすれば、被告Aにおいて、上記行為を止め、あるいはこのような行為が繰り返されることを防止するために教師へ通告するなどの作為義務はなかったといえる。また、仮に被告Aがこのことを知っていたとしても、
5 被告Aが単なる同級生にすぎないことなどからすれば、被告Aに上記行為をすべき民法上の義務はないというべきであって、被告Aに不法行為は成立しない。

(4) 携帯電話を隠す行為について

前記認定事実によれば、被告B、E及びFが、亡Xの携帯電話を隠すこと
10 があり、亡Xが「早う帰りたいけん返して」と怒ったことがあったとともに、亡Xも被告B、E及びFの携帯電話を隠すことがあったと認められる（前記認定事実(4)）。

亡Xが携帯電話を隠されたことに怒るなどしていたことからすれば、携帯電話を隠される行為は、同人の意思に反するものであったといえる。

15 もっとも、亡Xも被告B、E及びFの携帯電話を隠すことがあったことからすれば、被告B、E及びFが、亡Xを一方的にいじめていたとは評価できず、亡Xと被告B、E及びFは、携帯電話を隠す行為をいたずらとして相互に行っていたものといえる。

20 また、被害結果としても、一時的に携帯電話を隠されただけで大きな実害が生じたとは認められないことからすれば、いたずらとしてはやや悪質な部類に入るとはいえるものの、その悪質性が社会通念上許容される範囲を超えるほどに高いということとはできず、民法上の不法行為に該当する行為とまでは評価し得ない。そのため、この点に関して、不法行為は成立しない。

(5) からかい行為について

25 前記認定事実によれば、被告らが、亡Xを「サル」などと呼んでいたこと、被告Aが、亡Xに対し「森に帰れ。入ってくんな。」との投稿を、被告Bが

「あほ」「しんどけ」などのメッセージを送るなどしたことがそれぞれ認められる（前記認定事実(1)、(3)）。

5 もっとも、前記のとおり、亡Xと被告らは、同じ野球部に所属しており、学校内外において一緒に過ごす時間が多く、良好な関係を築いていたものと認められる。そのような関係性の中で、亡Xは「サル」などと呼ばれていたことが認められる一方で、被告Aは「豚」、被告Bは「ミミズ」、被告Cは「イニエスタ」、被告Dは「じゃがいも」、被告Eは「ダックスフンド」などと呼ばれていたことが認められる。

10 亡Xに対する上記のような呼称は、人の尊厳を傷つけるものといえ不適切といえる一方で、本件での亡Xと被告らの関係性等からすれば、友人間において、互いを低俗な呼称で呼び合っていたものといえ、複数の生徒が集団になって標的となる生徒を一方向的に侮蔑的な呼称で呼ぶような事案とは大きく異なっており、その違法性は乏しく、上記行為が社会通念上許容される範囲を超えるものとして民法上の不法行為に該当するとは評価できない。

15 次に、被告Aの「森に帰れ。入ってくんな。」との投稿をしたことについても、その投稿がされた詳しい経緯等は不明であるものの、亡Xが猿と呼ばれていたことに関連する投稿といえ、被告Aと亡Xが従前良好な友人関係を築いたことなどからすれば、上記投稿も、互いを低俗な呼称で呼び合っていた延長でのやり取りと評価でき、社会通念上許容される範囲を超え、民法上の不法行為に該当するとまでは評価し得ない。

20 次に、被告Bが「あほ」「しんどけ」などのメッセージを送るなどしたことについては、メッセージのやり取りをされた者同士の関係性やかかるメッセージが送られたやり取りの経緯等により、そのメッセージの持つ意味が大きく異なるといえる。この点、亡Xと被告Bも概ね良好な関係を築いていたといえ、互いを低俗な呼称で呼び合うなどしていたことからすれば、必ずしも上記粗暴な言動が、直ちに社会通念上許容される範囲を超えるものとして

5

10

15

20

25

不法行為に該当するとは評価できず、他に不法行為を基礎付ける事情が認められないことからすれば、かかる行為についても不法行為とは評価し得ない。

また、被告Bが、亡Xのフットガードに落書きをしたことについても、いたずらとしてはかなり悪質と評価できるものの、従前の関係性等に鑑みれば、
5 当該行為についても、その悪質性が社会通念上許容される範囲を超えるほどに高いということとはできず、民法上の不法行為に該当するものとは直ちに評価し得ない。

(6) LINEグループを退会させた行為

前記認定事実によれば、被告Aは、他の部員と野球大会の対戦相手をキャ
10 プテンの口から聞くことを予定していたにもかかわらず、亡Xが、携帯電話を使用して抽選結果を知り、その内容を下級生等に告げてしまったことで、対戦相手が相当程度広く野球部内に伝わってしまったことから、そのことに怒り、亡XをLINEのグループから退会させたこと、被告Dも、そのことに怒り、亡Xの靴にいたずらをしたことが認められる（前記認定事実(7)）。

相当程度固定された人間関係の中で卒業までを過ごさなければならない高
15 校生において、部活動のLINEグループから退会させられることは、相応に精神的苦痛を伴うものとは評価されるものの、被告Aが、その後、亡Xの言い分を聞いて、退会から約5時間後に、再度、亡XをLINEグループに招待していることなどからすれば、被告Aが亡Xを野球部のLINEグルー
20 プから退会させたことが、社会通念上許容される範囲を超え、民法上の不法行為に該当する行為であるとまでは評価できず、不法行為は成立しない。

また、被告Aが、亡Xを退会させた後に上記LINEグループに送信した
メッセージについても、そのメッセージの内容や、亡Xが上記LINEグル
ープを退会させられたため上記メッセージを読むことのないまま自死してい
25 ることからすれば、同行為についても不法行為は成立しない。

次に、被告Dについては、亡Xの靴にいたずらをしたことが認められ、具

5 体的ないたずらの態様が、練習用のスパイクのひもや通学用の靴のひもを絡ませたものであるか、アップシューズのマジックテープを本来の位置とは違う個所に貼り換えたものであるかについては明らかではないものの、いずれにしても、靴ひもを絡ませるなどしただけで、被害結果は重大ではなく、単発的な行為であることも踏まえれば、かかる行為が社会通念上許容される範囲を超え、民法上の不法行為に該当するとは評価できず、不法行為は成立しない。

また、この点に関する上記行為以外の被告らの行為について、民法上の不法行為に該当するような行為は認められない。

10 3 争点2（損害の有無及び額）について

前記2のとおり、本件において、不法行為が成立するのは、被告B、C、D、E及びFが亡Xのズボンを脱がせた行為である。

15 その不法行為の態様が、複数人で亡Xの身体を押しえついたり、くすぐったりするなどして亡Xが抵抗できない状態にした上で、別の者が亡Xのズボンを脱がせたという悪質なもので、人前において意思に反してズボンを脱がされることには大きな羞恥心を伴うことや、同様の行為が平成29年9月頃から平成30年6月頃までの長期間にわたり、その頻度は明らかではないものの複数回にわたって行われていたことからすれば、亡Xの被った精神的苦痛は大きいものと解され、これに対する慰謝料は、90万円と認めるのが相当である。

20 原告らは、上記請求権を亡Xの死亡により3分の1ずつ相続しているから、原告らが相続した慰謝料は、各30万円である。

本件訴訟の事案の内容、訴訟経過、認容額等を考慮すると、弁護士費用は、各原告につき3万円と認めるのが相当である。

25 4 争点3（過失相殺の可否）について

前記2(3)及び3のとおり、被告B、C、D、E及びFは、亡Xのズボンを脱がせたことにより亡Xが被った精神的苦痛に対する慰謝料の支払義務を負う

が、被告B、C、E及びFが主張するように亡Xの家庭環境等に問題があったとしても、そのことが亡Xの上記精神的苦痛の発生ないし拡大に寄与したような事情はうかがえないのであるから、過失相殺すべき事情にはなり得ず、他に過失相殺すべき事情も存在しない。

5 5 争点4（謝罪請求権の有無）について

民法723条は、名誉を毀損された被害者の救済のため「名誉を回復するのに適当な処分」を命じ得ることを規定しているが、これは、名誉毀損行為により低下した社会的評価の回復を図るために必要であるとして特に規定されたものであるところ、本件では、前記2(3)のとおり違法と認められる被告B、C、
10 D、E及びFの行為によって亡Xの名誉が毀損されたとは認められない。そのため、不法行為が成立しない被告Aはもとより、被告B、C、D、E及びFに対しても、同条に基づく請求権を認める余地はない。

また、その他原告らが謝罪を求め得る法律上の根拠は見当たらない。

したがって、原告らの謝罪請求は認められない。

15 6 まとめ

以上によれば、原告らの被告B、C、D、E及びFに対する請求は、それぞれ慰謝料30万円及び弁護士費用3万円の合計33万円並びにこれに対する
20 遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、被告B、C、D、E及びFに対するその余の請求及び被告Aに対する請求は、いずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する（なお、被告B、C、E及びFの仮執行免脱宣言の申立ては相当でないからこれを付さない。）。

福岡地方裁判所久留米支部

裁判官 石 山 仁 朗

5

裁判官 植 草 元 博

(別紙は掲載省略)